

第51回衆議院議員総選挙 第27回最高裁判所裁判官国民審査のお知らせ

投票日は2月8日(日)です

◎ 投票のできる方

平成20(2007)年2月9日までに生まれた方。

◎ 四万十市で投票のできる方

- 1 令和7年10月26日以前から引き続き四万十市にお住まいの方
- 2 四万十市に3か月以上お住まいになり転出した方で、新住所地の選挙人名簿に登録されていない方。

◎ 転入前市町村での投票となる方

令和7年10月27日以降に、他市町村から転入した方は、旧住所地での投票となります。

◎ 市内転居者の投票所

令和8年1月24日以降に転居の届け出をする方は、前住所の投票所での投票となります。

◎ 期日前（不在者）投票

1 場所及び日時

| | | |
|-----------|------------------|-----------|
| 四万十市役所1階 | 1月28日（水）～2月7日（土） | 8時30分～20時 |
| 西土佐総合支所1階 | | 8時30分～18時 |
| フジグラン四万十 | 2月6日（金）～7日（土） | 10時～18時 |

※期日前投票には宣誓書の提出が必要です。

- 2 不在者投票期間（1月28日～2月7日）に市外に滞在している方は、滞在地の市町村選管で投票できます。請求を行っていただければ、投票用紙を発送します。※郵送に日数を要しますので、早めに手続きをお願いします。

◎ 郵便による在宅投票制度

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の所持者、介護保険の要介護度5の認定を受けている方で、市選管より郵便等投票証明書を交付された方は郵便による在宅投票ができます。また、障害の程度等によっては、代理記載人による代理投票ができます。

郵便投票を行う方は、2月4日（水）までに、郵便等投票証明書を同封し市選管に投票用紙等の交付を申請してください。

◎ 代理投票

心身の故障その他の事由により、自ら候補者の氏名を書けない方も、投票所に行けば代理記載の補助者によって投票ができます。

◎ 投票所入場券（はがき）

- 1 投票所入場券を期日前投票所、当日の投票所に持参すると早く手続きができます。
- 2 期日前投票をする場合は、投票所入場券の宣誓書に記入し、期日前投票所へお持ちください。
- 3 入場券は、1月28日（水）から順次配達予定ですが、入場券がなくても投票できます。身分証等も必要ありません。

投票の際は、投票所入場券に記載されている「投票所」をご確認の上、お出かけください。

◆不明な点は四万十市選挙管理委員会事務局へおたずねください。

(本 庁) 選挙管理委員会事務局 電話 34-1784
(総合支所) 西土佐住民分室 電話 52-1112

選挙情報を四万十市公式ホームページに掲載していますのでご利用ください。

<https://www.city.shimanto.lg.jp/life/5/35/>

◎投票所および投票時間一覧表

投票開始は、午前7時から市内全投票所で

| 地区別 | 投票区 | 区域 | 投票所 | 投票時間 |
|-----|-----|---|-----------------------------|--------|
| 中村 | 第1 | 中村大橋通1~6丁目、中村百笑町、中村山手通、中村弥生町 中村四万十町、中村羽生小路、中村東下町、中村栄町、中村天神橋 中村一条通1丁目、カツラ山団地、中村岩崎町、夕陽の見える丘団地 | 四万十市役所 | 午後6時まで |
| | 第2 | 右山、右山元町1~3丁目、駅前町、右山五月町、右山天神町、右山白藤園、中村大橋通7丁目 | しまんとぴあ | |
| | 第3 | 不破、角崎、不破上町、緑ヶ丘団地 | 不破地区集会所 | |
| | 第4 | 中村京町1~5丁目、中村一条通2~5丁目 中村東町1~3丁目、中村新町1~5丁目、中村於東町 | 四万十市多目的ディケアセンター | |
| | 第5 | 中村小姓町、中村上小姓町、中村丸の内、中村桜町 中村愛宕町、中村本町1~5丁目、丸の内ハイランド、大用寺 | 県立中村中学・高等学校(中学校棟) | |
| 東山 | 第6 | 安並、佐岡、秋田、麻生、安並団地、秋森、佐岡団地、佐岡南の風団地 | 武道館 | 午後6時まで |
| | 第7 | 沢、橋の内、古津賀第1団地、同第2団地、雅ヶ丘団地 | 古津賀第2団地集会所 | |
| | 第8 | 古津賀、古津賀1~4丁目 | 市立古津賀ふれあい会館 | |
| 下田 | 第9 | 井沢、井沢団地 | 下田地区井沢防災コミュニティセンター(井沢団地集会所) | 午後6時まで |
| | 第10 | 竹島 | 竹島地区集会所 | |
| | 第11 | 双海 | 下田地区双海防災コミュニティセンター(双海地区集会所) | |
| | 第12 | 平野 | 平野地区集会所 | |
| | 第13 | 鍋島、馬越 | 四万十川下流交流センター | |
| | 第14 | 松ノ山、下田上、下田下、串江 | 下田地区集会所 | |
| 八束 | 第15 | 水戸東、水戸西 | 水戸公民館 | 午後6時まで |
| | 第16 | 名鹿 | 名鹿地区集会所 | |
| | 第17 | 間崎、津蔵渕、初崎 | 間崎多目的集会施設 | |
| | 第18 | 実崎、深木 | 実崎地区集会所 | |
| 具同 | 第19 | 坂本、山路上、山路下 | 山路多目的集会所 | 午後6時まで |
| | 第20 | 入田上、入田下 | 入田下地区集会所(楠の木元) | |
| | 第21 | 出来島、田黒、具同田黒1~3丁目、渡川1~3丁目 渡川、渡川病院、赤松町 | 市立具同小学校(体育館) | |
| 東中筋 | 第22 | 中組、西組、馬越、自由ヶ丘、相の沢団地 | 具同地区集会所 | 午後6時まで |
| | 第23 | 森沢 | 森沢集会所 | |
| | 第24 | 荒川、楠島、国見、間 | 市立東中筋保育所 | |
| 中筋 | 第25 | 江ノ村、西ノ谷 | 江ノ村地区集会所 | 午後6時まで |
| | 第26 | 上ノ土居、磯ノ川、生ノ川 | 磯ノ川地区集会所 | |
| | 第27 | 有岡、九樹、有岡団地、民部 | 四万十市消防団中筋分団屯所(有岡消防屯所) | |
| 大川筋 | 第28 | 横瀬 | 横瀬地区集会所 | 午後5時まで |
| | 第29 | 手洗川 | 手洗川地区集会所 | |
| | 第30 | 田出ノ川、高瀬、楠、川登 | 市立公民館大川筋分館 | |
| 後川 | 第31 | 鵜ノ江、勝間、勝間川、久保川 | 鵜ノ江地区集会所 | 午後6時まで |
| | 第32 | 三里 | 三里地区集会所 | |
| | 第33 | 佐田 | 佐田地区集会所 | |
| 蕨岡 | 第34 | 利岡、岩田、若藤(出合を除く) | 市立利岡保育所 | 午後6時まで |
| | 第35 | 若藤(出合)、板ノ川、口鴨川、奥鴨川 | 板ノ川地区集会所 | |
| | 第36 | 田野川乙、敷地 | 田野川乙集会所 | |
| 富山 | 第37 | 田野川甲 | 田野川甲構造改善センター | 午後6時まで |
| | 第38 | 藤、上分、下分、内川 | 市立蕨岡中学校(校舎) | |
| | 第39 | 伊才原 | 市立公民館伊才原分館 | |
| 西土佐 | 第40 | 上古尾、下古尾、竹屋敷 | 西富山活性化センター | 午後5時まで |
| | 第41 | 大用、小西ノ川、大西ノ川 | 富山地区集会所 | |
| | 第42 | 住次郎 | 住次郎地区集会所 | |
| | 第43 | 片魚 | 市立片魚小学校 | |
| | 第44 | 常六、大屋敷 | 常六集会所 | |
| | 第45 | 三ツ又 | 三ツ又地区集会所 | |
| 西土佐 | 第46 | 黒尊、奥屋内上 | 奥屋内上公会堂 | 午後5時まで |
| | 第47 | 奥屋内下 | 奥屋内下集会所 | |
| | 第48 | 玖木、口屋内 | 四万十市南津地区保健福祉サテライト | |
| | 第49 | 中半 | 中半集会所 | |
| | 第50 | 岩間、茅生 | 岩間農林産物集出荷所 | |
| | 第51 | 藤ノ川 | 藤ノ川農林漁家活動促進施設 | |
| | 第52 | 橘 | 橘集会所 | |
| | 第53 | 津野川 | 津野川集会所 | |
| | 第54 | 津賀 | 津賀集会所 | |
| | 第55 | 薮ヶ市、須崎 | 須崎集会施設 | |
| | 第56 | 大宮下 | 大宮下集会所 | |
| | 第57 | 大宮中 | 大宮生活改善センター | |
| | 第58 | 大宮上 | 大宮上集会施設 | |
| | 第59 | 下家地、中家地 | 下家地集会施設 | |
| | 第60 | 方の川、西ヶ方 | 市立西ヶ方小学校 | |
| | 第61 | 下方 | 下方集会所 | |
| | 第62 | 宮地、奈路、館 | 四万十市西土佐総合支所 | |
| | 第63 | 用井 | 用井集会施設 | |
| | 第64 | 長生 | 長生集会所 | |
| | 第65 | 奥半家 | 半家集会所 | |
| | 第66 | 中半家、本村半家、本村 | 市立本村小学校 | |
| | 第67 | 中組 | 江川流域交流センター | |
| | 第68 | 押谷、権谷 | 権谷せせらぎ交流館 | |